

第 6 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 2 4 年 6 月 2 1 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市香良洲中央公民館 2 階研修室

出席部会委員 2^の野田^だ 久忠^{ひさただ}・3^お太田^{おた} 義政^{よしまさ}・4^ま眞弓^{ゆみ} 純一^{すみかず}・5^あ赤塚^{あかつか} 薫^{かおる}
6^あ青木^{あおき} 正司^{しょうじ}・7^い伊藤^{いとう} 征一^{せいいち}・9^お奥山^{おくやま} 正夫^{まさお}・11^ご後藤^{ごとう} 勝^{かつ}
13^さ阪^{さか} 芳一^{よしいち}・17^ま牧野^{まきの} 礼吉^{れいきち}・18^ま増地^{ますじ} 和久^{かずひさ}・19^む村治^{むらじ} 隆史^{たかし}
23^し清水^{しみず} 清^{きよし}・41^に西口^{にしぐち} 正國^{まさくに}

以上 1 4 名

欠 席 委 員 14^し清水^{しみず} 文兵衛^{ぶんべえ}・24^な中林^{なかばやし} 長一^{ちやういち}・47^た田中^{たなか} 千福^{かずよし}

出席部会員外委員 会長 野田 悟

議 長 第 1 農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・草深次長・竹田主事

総合支所 河芸：服部主査 美里：谷川主査 安濃：紀平主査

芸濃：後藤副主幹 香良洲：東山主査

議事録署名者 6^あ青木^{あおき} 正司^{しょうじ}・41^に西口^{にしぐち} 正國^{まさくに}

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出受理取消願について
(所有権移転)

報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移
転)

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・賃貸借権)

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・使用貸借)

議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・所
有権移転)

議案第 6 号 競売買受適格証明願について

議案第 7 号 非農地証明願について

議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定に

ついて（別冊）

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第6回第1農地部会を開会させていただきます。出席者は14名でございます。3名の方が欠席でございます。</p> <p>それでは、私のほうから議事録署名者を指名させていただきます。6番、青木正司さん、41番、西口正國さん、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、報告案件に入ります。どうぞよろしく。</p>
事務局	<p>それでは、まず議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。</p> <p>恐れ入りますが、議案書発送後に取下届が出ましたので、議案書の訂正をお願いいたします。</p> <p>まず、2ページの番号10の下の2筆を削除を願います。それとめくっていただきまして、3ページの3行目、安濃町内多_____番以下の6筆の削除をお願いいたします。それで、番号10の小計を2, 323㎡に訂正願います。2, 323㎡でございます。</p> <p>以上、番号1から10まで、件数は10件、面積の訂正をお願いします。合計面積は58, 311㎡で、内容は田でございます。</p> <p>これらにつきましては、農用地利用権設定を貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものでございます。解約後はすべて自作に戻ります。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>これらにつきましては、相続による農地取得の届出でございます。件数は10件、合計面積は56, 648. 22㎡、内訳は、田が49, 888㎡、畑が6, 747㎡、宅地が13. 22㎡でございます。いずれの案件もあつせん等の希望はございません。</p> <p>9ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1、地区 高茶屋、届出者 _____、届出地 高茶屋1丁目番、台帳地目・現況地目とも田、面積 173㎡。</p> <p>これにつきましては、隣接地に店舗兼居宅の建設予定があり、その土地の購入者との協議にて駐車場が不足することが予想されるため、駐車場として造成してしまったものです。始末書の提出がありますので、追認するものでございます。</p> <p>番号2、地区 橋北、届出者 _____、届出地 江戸橋1丁目_____番、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 955㎡。</p> <p>これにつきましては、昭和47年に居宅を新築してしまったものです。始末書の提出がありますので、追認するものでございます。</p> <p>以上、件数は2件、合計面積は1, 128㎡で、その内容は田でございます。</p> <p>10ページをお願いいたします。</p>

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 橋北、受け人 _____、渡人 _____、届出地 島崎町番、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 808㎡。

これにつきましては、受人は自動車整備業を営んでおり、渡人より届出地を譲り受け、車置き場にしようとするものです。

番号2、地区 高茶屋、受人 _____、渡人 _____、届出地 高茶屋1丁目 _____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 165㎡。

これにつきましては、受人は渡人より届出地を譲り受け、延べ床面積116㎡の店舗兼居宅を建築しようとするものです。既に工事に取りかかっておりますが、始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

番号3、地区 豊津、受人 _____、渡人 _____、届出地 河芸町一色起 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 201㎡。

これにつきましては、受人は自宅北隣の届出地を譲り受け、物置を設置しようとするものです。

以上、件数は3件で1, 174㎡、内容は田が973㎡、畑が201㎡でございます。

11ページをお願いします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理取消願について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 藤水、受人 _____、渡人 _____、届出地 垂水丸山 _____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 522㎡。

並びに同一案件でございます番号2、地区 藤水、受人 _____、渡人 _____、届出地 垂水丸山 _____番、台帳地目・現況地目とも田、外2筆で合計492㎡。

これらにつきましては、受人は渡人より届出地を譲り受け、仮設事務所とし資材置き場及び駐車場として利用するため、農地転用の届出をしましたが、金融機関融資未承認のため、土地売買契約を白紙解約することになり、農業委員会による届出受理の取り消しを願うものです。

以上、件数は2件で1, 014㎡、内容は田でございます。

12ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 高茶屋、借り人 _____、貸し人 _____、届出地 高茶屋5丁目 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 165㎡。

これにつきましては、借り人は貸し人より届出地を賃貸借し、おもちゃ・絵本の販売を目的とする木造平屋建て瓦ぶき床面積50㎡の店舗を建築しようとするものです。

以上、件数は1件で165㎡、内容は畑でございます。

以上で説明を終わります。

議 長

はい、どうもありがとうございました。

事務局から報告があったとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許

可・所有権移転)、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

13ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)でございます。

番号1、地区 一身田、受人 _____、面積5,093㎡、渡人 _____、面積15,590.13㎡、申請地 一身田中野 東野 _____番、台帳地目・現況地目とも田、面積981㎡、外1筆で合計1,527㎡。

これにつきましては、受人は申請地を相続したものの会社勤めで営農ができない渡人より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号2、地区 神戸、受人 _____、面積6,328㎡、競売物件でございます。申請地 野田大ヶ瀬 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,443㎡。

これにつきましては、受人は申請地を草刈し管理しておりましたが、このたび競売にかかりますことから、申請地を取得し営農を拡大しようとするものです。営農の内容は、_____と契約し指導を受け、シソを作付するものです。

番号3、地区 安東、受人 _____、面積9,093㎡、渡人 _____、面積159㎡、申請地 北河路町木ノ下 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積74㎡、外1筆で合計159㎡。

これにつきましては、受人は住居が遠方にある渡人より申請地を譲り受け、営農拡大を図ろうとするものです。

番号4、地区 片田、受人 _____、面積2,005㎡、渡人 _____、面積3,977㎡、申請地 片田久保町宮之腰 _____番、台帳地目・現況地目とも田、面積1,734㎡。

これにつきましては、受人は遠方に居住する渡人より申請地を譲り受け、営農拡大を図ろうとするものです。利用集積にてほかに2,000㎡を借り受け済みのため下限面積を満たしております。

番号5、地区 高野尾、受人 _____、面積11,042㎡、渡人 _____、面積2,344㎡、申請地 高野尾町柿ノ木田 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積704㎡。

これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲り受け、苗木の肥培による営農を拡大しようとするものです。

番号6、地区 村主、受人 _____、面積11,269㎡、渡人 _____、面積379,087.3㎡、申請地 安濃町前野 大領 _____番、台帳地目・現況地目とも田、外1筆で合計1,989㎡。

関連します番号7、地区 村主、受人 _____、面積379,087.3㎡、渡人 _____、面積11,269㎡、申請地 安濃町前野大領 _____番、台帳地目・現況地目とも田、面積1,952㎡。

これらにつきましては、農地の利用効果を上げるため、渡人、受人双方の話し合いで申請地同士を交換しようとするものです。

番号8、地区 村主、受人 _____、面積6,681㎡、公売物件です。恐れ入りますが、議案書の競売を公売に訂正願います。申請地 安濃町川西掛田 _____番、台帳地目・現況地目とも田、面積350㎡、外3筆で合計面積2,907㎡。

これにつきましては、申請者は差し押さえられている申請地を平成10年に

購入しました。このたび、以前の所有者の関連で当該申請地が公売にかかることから、公売により落札しようとするものです。なお、申請地につきましては、神田_____番は、土を山のように盛ったため、農業委員会から指導したところ、改善が認められましたものの耕作は行われておりません。ほかの2筆につきましては耕作を行なっていますが、いずれも営農を拡大するという事で申請が出ております。

番号9、地区 安濃、受人 _____、面積17,316.25㎡、渡人 _____、面積31,560㎡、申請地 安濃町内多壺之坪_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積719㎡。

これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号10につきましては、取下願が出されましたので議案から削除をお願いします。

それで、ここで合計欄の訂正をお願いします。件数は9件、13,134㎡で、その内訳は田が10,828㎡、畑が2,306㎡でございます。もう1回言います。件数は9件、13,134㎡で、その内訳は田が10,828㎡、畑が2,306㎡でございます。

いずれの案件も農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。それでは、1番、一身田。

青木委員 6番 青木です。この間、現地を見に行きましたけど、事務局の説明どおり何ら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議 長 2番、神戸。

眞弓委員 4番 眞弓です。昨年も現地調査を行ないました。畑らしいような状態であったので、畑かなと考えておりますけれども、果たして鈴鹿から耕作をしに来るのかちょっと心配したので、農業委員会へ先日確認しましたところ、問題ないだろうということでございましたので、認めざるを得ないのかなと思います。

議 長 3番、安東。

太田委員 3番 太田です。この受人の居住地に近い畑ですので、何ら問題はございません。よろしく申し上げます。

議 長 4番、片田。

野田委員 2番 野田です。ただいま事務局のほうから詳しくご説明をいただきました。何ら問題ございませんので、どうぞよろしく申し上げます。

議 長 5番、高野尾。

赤塚委員 5番 赤塚です。私現地確認に行きましたが、畑で、受人は渡人の友人ということで、最初は賃貸の約束をしておりましたけど、この際、譲渡してくれということで、何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 6番、村主。

清水委員 23番 清水です。これ14日の日に現地確認をいたしまして、_____さん、組合員の理事をしてもろてまして、自分とこの、この番地でも隣でございまして、何ら別に問題ないと思いましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 7番、8番。

清水委員 7番、8番は私確認してきました。これ、今事務局のほうからご説明ありましたように、ちょっと土が盛ってあるんですけども、それを畑にして営農拡大というか耕作しようと言われますので、許可をしていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

議長 9番、10番、安濃。

清水委員 これ、これも交換でございまして、両方とも非農家でございますので、何ら問題はございませんので、よろしくをお願いします。

議長 地元委員さんの異議のない旨の発言がございましたが、皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定いたします。
次に、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 15ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。
番号1、地区 雲出、借り人 _____、面積470,680㎡、貸し人 _____、面積12,066.45㎡、申請地 雲出長常町十ノ割_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積1,970㎡。
これにつきましては、貸し人は高齢による労働力不足で経営が困難なため、借り人が賃貸借し、経営を拡大しようとするものであります。
番号2、地区 雲出、借り人 _____、面積470,680㎡、貸し人 _____、面積4,413㎡、申請地 雲出本郷町恵成_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積963㎡、外1筆で合計面積1,666㎡。
これにつきましては、貸し人は高齢による労働力不足で経営が困難なため、借り人が賃貸借し、経営を拡大しようとするものであります。

番号3、地区 雲出、借り人 _____、面積470, 680㎡、貸し人 _____、面積6, 721. 75㎡、申請地 雲出長常町北浦_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積998㎡、外1筆で合計面積3, 288㎡。

これにつきましては、貸し人は健康上労働力不足で経営が困難なため、借り人が賃貸借し、経営を拡大しようとするものであります。

番号4、地区 雲出、借り人 _____、面積470, 680㎡、貸し人 _____、面積8, 249㎡、申請地 雲出本郷町三ノ割_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積1, 007㎡、外3筆で合計面積5, 385㎡。

これにつきましては、貸し人は高齢による労働力不足で経営が困難なため、借り人が賃貸借し、経営を拡大しようとするものであります。

番号5、地区 雲出、借り人 _____、面積470, 680㎡、貸し人 _____、面積1, 352㎡、申請地 雲出長常町葭原_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積1, 352㎡。

これにつきましては、貸し人は高齢でしかも女一人で経営が困難なため、借り人が賃貸借し、経営を拡大しようとするものであります。

番号6、地区 雲出、借り人 _____、面積470, 680㎡、貸し人 _____、面積5, 219㎡、申請地 雲出長常町葭原_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積1, 417㎡、外1筆で合計2, 557㎡。

これにつきましては、借り人は兼業により営農を縮小しようとする貸し人より、申請地を賃貸借し、経営を拡大しようとするものであります。

番号7、地区 雲出、借り人 _____、面積470, 680㎡、貸し人 _____、面積6, 678㎡、申請地 雲出長常町コンベ_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積684㎡、外3筆で合計5, 350㎡。

これにつきましては、貸し人は高齢による労働力不足で経営が困難なため、借り人が賃貸借し、経営を拡大しようとするものであります。

以上、件数は7件で21, 568㎡、その内訳は田でございます。いずれの案件も、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは1番、雲出。

奥山委員 1番から7番まで全部ですけど、さっきの事務局からの説明のとおりです、何ら問題はございませんので。

議 長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定をいたします。

次に、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員

会許可・使用貸借)、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

17ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・使用貸借)でございます。

番号1、地区 大里、借り人 _____、面積8,515㎡、貸し人 _____、面積14,713.6㎡、申請地 大里窪田町平林_____番、台帳地目、現況地目とも田、面積1,995㎡、外3筆で合計8,102㎡。

これにつきましては、貸し人は手術を受け労働力不足で経営が困難なため、借り人が使用貸借し、経営を拡大しようとするものであります。

以上、件数は1件で8,102㎡、その内容は田でございます。農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

1番、私でございます。貸人が病気になって農業ができないということで、何ら問題なかろうと思えます。よろしくをお願いいたします。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第3号については、許可することに決定いたします。

それでは、議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

18ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)でございます。

番号1、地区 片田、申請者 _____、申請地 片田久保町上出_____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積183㎡、外1筆で合計198㎡。

これにつきましては、昭和62年ごろに息子のために自宅の離れとして一般住宅を建築してしまったものです。始末書の提出がありますので、追認するものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 安濃、申請者 _____、申請地 安濃町内多壱ノ坪_____番、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積1,090㎡。

これにつきましては、平成2年ごろに施設園芸施設を農業用倉庫に改造してしまっているものです。始末書の提出がありますので、追認するものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区 明合、申請者 _____、申請地 安濃町戸島城坂_____番、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積9.91㎡、外1筆で合計85.91㎡。

これにつきましては、水利がうまく行かず、笹が入って耕作不能になったため、昭和25年ごろより山林となったものです。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号4、地区 明合、申請者 _____、申請地 安濃町田端上野西観 _____番、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積924㎡のうち122㎡。

これにつきましては、自宅の車庫が手狭になってきたことから、平成24年3月ごろから申請地を駐車場用地として利用しているものです。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号5、地区 明合、申請者 _____、申請地 安濃町粟加川添 _____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積294㎡、外1筆で合計303.91㎡。

これにつきましては、自宅の駐車場が手狭になったため、昭和15年ごろより申請地を駐車場用地として利用しているものです。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件で1,799.82㎡、その内訳は田が1,166㎡、畑が633.82㎡でございます。いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局から説明があったとおりでございます。それでは、地元委員さんのご意見を伺います。

1番、片田。

野田委員 2番 野田です。ただいま説明ありましたとおりでございます。どうぞ皆さんご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。2番、安濃。

清水委員 23番 清水です。これ1,000㎡以上でございますので、会長さんと部会長さんにお世話になりまして、確認していただきました。申請者のお父さんが急に亡くなられてから引き受けた事もあり、すみませんということでした。よろしく申し上げます。

議長 3番、4番、5番、明合。

清水委員 23番 清水です。面積は少ないんですけど、農地にはもう復旧できませんので、認めていただきたいと思います。思っております。

それから、4番、5番、駐車場用地でございますので、よろしく申し上げます。何ら問題はないと思います。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、それでは、異議なしと認め、議案第4号については、許可することに決定いたします。

次に、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

19ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 黒田、受人 _____、渡人 _____、申請地 河芸町高佐里南_____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積8.26㎡。

これにつきましては、平成11年ごろ設置した受人のブロック塀が渡人の敷地内に入っていることが判明したため、該当部分の土地の譲渡を受けようとするものです。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 安濃、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町内多壺之坪_____番、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積451㎡。

これにつきましては、受人の農業用倉庫が10年ほど前に東側へ拡張した部分が、渡人の土地にかかっていることから、申請地の譲渡を受けようとするものであります。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区 明合、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町東観音寺北浦_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積275㎡。

これにつきましては、受人は借家住まいのため、申請地を渡人より譲り受け、一般住宅を建築しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件で734.26㎡、その内訳は田が451㎡、畑が283.26㎡でございます。いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。

1番、黒田。

阪委員

13番 阪。先般現場見てきましたが、境界線もはっきりしており、特に異議なしということであります。よろしく願います。

議長

2番、安濃。

清水委員

23番 清水です。14日に確認をいたしました。第4号議案の2番と関連し、現在農業用倉庫が建っている場所が、隣接地ということもあって、渡人の宅地にちょっとかかって建築されています。始末書も提出され、問題ないかと思っておりますので、よろしく許可をしていただきたいと思います。

議長

3番、明合。

清水委員

これも14日に確認してきました。一般個人住宅を建築する必要性がございまして、何ら排水は問題はございませんので、許可をしていただきたいと思います。

ます。

議長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい。それでは、異議なしと認め、議案第5号について許可をすることに決定をいたします。

続きまして、議案第6号、競売買受適格証明願について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 20ページをお願いいたします。

議案第6号 競売買受適格証明願についてでございます。

番号1、地区 神戸、競売対象農地 野田大ヶ瀬_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,443㎡、申請人 _____、面積6,328㎡。

これにつきましては、議案第1号番号2との関連で、津地方裁判所による担保不動産競売に参加するための買受適格証明でございます。

番号2、地区 村主、公売対象農地 安濃町川西掛田_____番、台帳地目・況地目とも田、面積350㎡、外3筆で合計2,907㎡、申請人 _____、面積6,681㎡。

これにつきましては、議案第1号番号8との関連で、津税務署による公売に参加するための買受適格証明でございます。

以上、件数は2件で4,350㎡、その内訳は田が2,907㎡、畑が1,443㎡でございます。いずれの案件も農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、1番、神戸。

眞弓委員 4番 眞弓です。先ほど第1号議案のほうで説明したとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長 はい。2番、村主。

清水委員 23番 清水です。これ1号議案の8番ですけど、説明させてもらったとおりでございます。許可を願いたいと思います。よろしくお願ひします。

議長 はい。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第6号について承認することに決定をいたします。

議案第7号、非農地証明願について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第7号、非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 栗真、願出者 _____、申請地 栗真小川町山脇 _____番、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積224㎡、外4筆で合計907㎡。

これにつきましては、願出者は平成7年12月に相続により申請地を取得しましたが、その時点で山林であり、昭和63年5月に国土地理院が撮影した空中写真撮影記録証明書が添付されており、これら物件が確認されますことから、20年が経過していると判断されます。津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第3号の規定により、植林等を行うことで、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

番号2、地区 雲林院、願出者 _____、申請地 芸濃町雲林院西之院 _____番、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積297㎡。

これにつきましては、昭和58年に申請者は従兄と協力して、農業用機械及び季節ごとに利用する家財等を保管するための鉄骨づくりの倉庫1棟を建築してしまったもので、兄の相続人に懇願し、倉庫を引き続き使用しているもので、願出地が今後農地に復元する見込みはないということです。固定資産課税台帳記載事項証明書が添付され、昭和58年の建築が確認されます。津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、建物もしくは工作物の建造等がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

番号3、地区 河内、願出者 _____、申請地 芸濃町河内田茂ヶ平 _____番、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積350㎡。

これにつきましては、願出地は立地上耕作が困難な土地であり、願出者は製材所を営んでいることから、昭和40年ごろに杉を植林してしまったものです。昭和63年に国土地理院が撮影した空中写真撮影記録証明書が添付されており、これらの物件が確認されますことから、20年が経過していると判断されます。津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第3号の規定により、植林等を行うことで、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

以上、件数は3件で1,554㎡、その内訳は田が297㎡、畑が1,257㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。1番、栗真。

青木委員 6番 青木です。こないだ現地確認に行きました。もう竹やぶ、孟宗だけが茂って、もう何ともならんところ。仕方ないと思います。

議長 はい。2番、雲林院。

増地委員 18番、増地です。こないだ現地確認行ってきました。倉庫も建っておりまして、もう田んぼに戻る価値がないと思いますので、どうぞよろしく願います。

議長 3番、河内。

増地委員	18番、増地です。これも、もうぐるりが植林がしてありまして、畑に戻るしかないと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。
議長	地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第7号については証明することに決定いたします。 次に、別紙でお配りしました議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。 別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。 表紙を1枚めくっていただきたいと思えます。 今月は、右下の合計欄に掲げてありますように、総合計で、151,452.94㎡でございます。それでは、各地区別に一番下の合計欄でご説明いたします。 津地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ74,322.94㎡で、畑の使用貸借が304㎡で、合計で39件74,626.94㎡でございます。 河芸地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ10,099㎡で、件数は2件でございます。 安濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ48,542㎡で、件数は18件でございます。 芸濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借が合わせて11,860㎡、畑の賃貸借が1,845㎡で、合計5件、13,705㎡でございます。 美里地区につきましては、田の使用貸借が4,480㎡で、件数は1件でございます。 香良洲地区につきましては、今回利用集積計画はございません。 以上、合計で田の集積が賃貸借と使用貸借を合わせて149,303.94㎡で、畑の集積が使用貸借で2,149㎡、総合計で65件、151,452.94㎡となっております。 認定農業者への集積状況は37件で123,013.94㎡となっております。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。説明が終わりました。皆さんいかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>

議長 はい、異議なしという言葉が出ましたので、議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については適正であると認め、市長に進達することにいたします。
これで本日お配りしました本委員会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。
以上で第6回第1農地部会を終了いたします。

午前11時08分

上記は、第6回第1農地部会の議事を録したものである。

平成24年6月21日

議長

出席委員

出席委員